

4月1日

新宿未来創造財団が誕生します

広報紙も変わります

区生涯学習財団の広報紙「Oh!レガス新宿ニュース」と新宿文化・国際交流財団の広報紙「SPICE（スパイス）」を統合します。「Oh!レガス新宿ニュース」として、毎月5日に8ページ、5月から奇数月20日に4ページで発行します。また、ホームページ(<http://www.regasu-shinjuku.or.jp/>)もリニューアルし、より分かりやすく情報を発信するように努めます。

リフト付きタクシーの運行

●4月1日(木)から

申し込み先が変わります

【対象】区内在住で、歩行が困難なため車いすなどを利用している方や寝たきりの状態の方等、一般のタクシー等を利用するこ

とが困難な方と同伴する介助者

【運行時間】毎日(24時間)
【利用料金】一般のタクシー利用(予約・配車料金不要)と同じ。福祉タクシー券利用可

【問い合わせ】障害者福祉課福祉推進係

ヤブ ☎ (3205) 7878
(3月31日(水)まで)(株)グリーンキヤ
の2週間前から受け付けています。

舍2階) ☎ (5273) 4516
(5273) 4516
へ。(本府)

4月6日～15日

春の全国交通安全運動

交通事故防止のため、交通ルールを守り正しい交通マナーを実践しましょう。

【運動の重点】子どもと高齢者の交通事故防止

座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、▼自転車の安全利用の推進、▼飲酒運転の根絶、▼自転車・二輪車の放置止、▼自転車・二輪車の事故防止

【コース】新宿通り(新宿三丁目交差点～大ガード)
※当日午前は交通規制があります。ご協力をお願いします。

【参加団体】警視庁音楽隊・鼓隊、騎馬隊、カラーガード、交通少年団鼓笛隊、法政大学吹奏楽部、日本大学吹奏楽研究会ほか

【問い合わせ】交通対策課交通企画係
(本府舎7階) ☎ (5273) 4265、牛込・新宿・戸塚・四谷の各警察署交

●新宿区交通安全パレード
防止止、▼自転車・二輪車の放置止、▼自転車・二輪車の事故防止

時から(雨天中止)

日時】3月28日(日)午前11時

通総務係へ。
宿・戸塚・四谷の各警察署交

【問い合わせ】障害者福祉課福祉推進係

ヤブ ☎ (3205) 7878
の2週間前から受け付けています。

舍2階) ☎ (5273) 4516
(5273) 4516
へ。(本府)

【問い合わせ】障害者福祉課福祉推進係

ヤブ ☎ (3205) 7878
の2週間前から受け付けています。

舍2階) ☎ (5273) 4516
(5273) 4516
へ。(本府)

| 新組織(4月1日から) | 現組織(3月31日まで) | 主な業務 | 所在地 | 電話番号 | ファックス番号 |
|-------------|--------------|--|--------------------------------------|---|----------------------------|
| 新宿未来創造財団 | 経営課 | 財団の運営全般 | 大久保3-1-2 新宿コズミックセンター内 | (3232) 7701 (3232) 5121 (3232) 5122 | (3209) 1833 |
| | | 新宿コズミックセンター、大久保スポーツプラザ、野球場・庭球場、運動広場等の管理運営 | | | |
| | 事業一課 | 生涯学習・スポーツに関する講座・イベント、プラネタリウム・生涯学習館の管理運営 | | | |
| | | 学校施設活用、地域との連携強化等の事業、放課後子どもひろば | | | |
| | 学芸課 | 地域の歴史の記録保存・普及啓発、新宿歴史博物館・林美美子記念館・佐伯祐三アトリエ記念館の管理運営 | | | (3359) 2131 (3359) 3729 |
| | | 地域観光情報の発信、地域観光案内等 | | | |
| 文化交流課 | 国際文化交流財団 | 文化芸術の振興と地域の文化活動、新宿文化センターの管理運営 | 三栄町22 新宿歴史博物館内 | (3359) 5036 | (3350) 1141 (3350) 4839 |
| | | 多文化共生課 | | | |
| | | 国際相互理解の促進、地域のイベント、友好都市との交流等 | 歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階、しんじゅく多文化共生プラザ内 | (5291) 5171 | (5291) 5172 |

3月27日(土)・4月3日(土)
区役所本庁舎の一部の窓口を開きます

3月下旬～4月上旬は、引っ越しなどに伴う転入・転出の届け出等においてなる方で窓口が大変込み合うため、土曜日に一部の事務を取り扱います。

【開設日時】3月27日(土)・4月3日(土)、いずれも午前9時～午後5時

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

※来庁の際は、本庁舎1階の出入口をご利用ください。第1分庁舎やサブナードからの連絡通路は利用できません。

| 取り扱い事務 | 開設場所・問合せ |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| 転入・転出・転居の届け出 (日本国籍の方のみの取り扱い) | |
| 印鑑登録・廃止の届け出 | 戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3601 |
| 住民基本台帳カードの交付 | |
| 電子証明書の交付(3月27日のみの取り扱い) | |
| 自動交付機の利用登録 | |
| 証明書の発行 | |
| 住民票の写し、住民票記載事項証明書 | 戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3601 |
| 不在住証明書 | |
| 印鑑登録証明書 | |
| 戸籍の附票の写し | 戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3509 |
| 戸籍・除籍謄抄本 戸籍・除籍記載事項証明書 | |
| 身分証明書 | |
| 不在籍証明書 | |
| 外国人登録原票記載事項証明書 | 戸籍住民課外国人登録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 4094 |

※広域交付住民票の写しの交付は取り扱いません。

※請求できる方は、住民票の写し・外国人登録原票記載事項証明書は本人か本人と同一世帯の家族の方に限ります。戸籍謄本等は記載されている方とその配偶者・直系血族の方(関係が確認できる書類をお持ちください)に限ります。

※窓口に来られる方の本人確認ができる書類を必ずお持ちください。また、代理人の方は委任状もお持ちください。本人確認資料が不足すると、届け出や証明書の請求をお受けできない場合があります。詳しくは、事前に担当係にお問い合わせください。

※住民基本台帳カードの交付・電子証明書の交付・自動交付機の利用登録の手続きは、本人に限ります(下記「1点でよいもの」で本人確認ができることが必要です)。

【本人確認ができる書類(★)】

●1点でよいもの…有効期限内の運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き)・身体障害者手帳・外国人登録証明書など
●2点必要なもの…有効期限内の健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・住民基本台帳カード(写真なし)・学生証(写真付き)など

| 取り扱い事務 | 開設場所・問合せ |
|--|--|
| 国民健康保険 | |
| 資格の取得(退職証明書または社会保険等資格喪失証明書が必要)、資格の喪失(職場の健康保険証が必要)、被保険者証等の再交付 | 医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎ (5273) 4146 |
| 療養費申請受付、出産育児一時金申請受付、高額療養費申請受付、葬祭費申請受付 | 医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎ (5273) 4149 |
| 保険料の収納、保険料過誤納金の還付、口座振替依頼書の受付 | 医療保険年金課国保収納係(本庁舎4階) ☎ (5273) 4158 |
| 保険料の納付相談 | 医療保険年金課納付相談係(本庁舎4階) ☎ (5273) 3873 |
| 国民年金 | |
| 資格関係届の受付、保険料免除申請、保険料学生納付特例申請の受付 | 医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎ (5273) 4532 |
| 後期高齢者医療制度事務全般 | 高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎ (5273) 4562 |
| 子どもに関する手当の申請受付、子ども医療費助成申請受付(ひとり親家庭・障害児の方を対象とする手当を除く) | 子どもサービス課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎ (5273) 4546 |

住所が変わつたら必ず届け出を

戸籍住民課または区内10か所の特別出張所で手続きをしてください

○転入届…区外から住所を移したときは、引っ越しをした日から14日以内に、転出証明書を持って届け出してください。

○転出届…区外に住所が変わるとときは、引っ越しをする前に届け出してください。

○転居届…区内で住所が変わるとときは、引っ越しをした日から14日以内に届け出してください。

手続きの際には、窓口に来られる方の

本人確認ができる書類(左表の★を参照)を必ずお持ちください。代理人の方が窓口に来る場合は、委任状も必要です(本人と同一世帯の方が手続きをする場合は不要)。

3月下旬～4月は戸籍住民課の窓口が大変混雑します。特別出張所でも手続きができますので、ご利用ください。

【問い合わせ】▶戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3601・☎ (3209) 1111
(区役所代表)、▶特別出張所へ。